

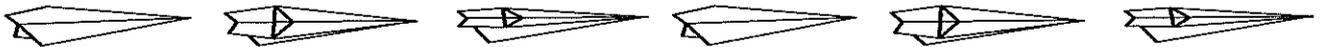
平成31年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業

認定NPO 法人東三河後見センター・社会福祉法人 美竹会

権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と

多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業

成年後見フォーラム



豊川市市民協働事業の主な事業内容

成年後見制度利用促進計画に基づいて、国や県が本制度の活用について議論しながら、市町村レベルでの計画策定が検討され、本人及び利用者へのメリットを重視した取り組みが進められています。

2年目となる「権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と多職種連携によるネットワーク構築事業」では、社会福祉法人 美竹会 ケアハウスみそのさんと協働し、誰もが必要な時に制度の利用と活用が可能となるよう、一般市民が成年後見制度についての理解が深まるフォーラムを今回開催します。

フォーラム後、権利擁護支援を担う、専門職、市民後見人をはじめ、被後見人等へサービスを提供している、事業所、施設関係者等を対象とした学習会を10月、12月に実施したいと考えています。

日時：令和元年8月31日（土）

13時～受付・開場

13時30分～16時00分 フォーラム

会場：豊川商工会議所 2階 ホール

愛知県豊川市豊川町辺通4-4

実施：認定NPO 法人東三河後見センター

社会福祉法人 美竹会



フォーラム進行表

13:30 第1部

劇団コスモスあいちによる

「成年後見制度」と「任意後見制度」の劇

14:00 第2部

「成年後見制度の活用のいろは」

講師 吉川 豊 氏 (司法書士)

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート

愛知支部 支部長

15:30 質疑応答・アンケート記入

16:00 終了 (予定)



～目次～

P.1 フォーラム進行表・目次

P.2～ 登壇者のご紹介と資料

①行政書士 コスモスあいち (2～3ページ)

②司法書士 吉川 豊氏 資料 (2ページ、4ページ～27ページ)

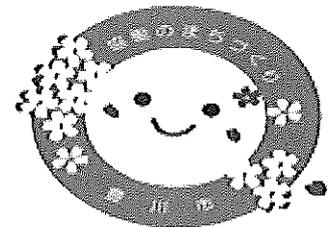
P.28～32 資料

①成年後見フォーラム打ち合わせ会 配布資料

(令和元年7月22日開催 至 社会福祉法人 美竹会

特別養護老人ホームみその 研修室)

②正会員・賛助会員・寄付者大募集!!



登壇者のご紹介

[講師]

第1部：行政書士 劇団コスモスあいちのみなさま（9名）

- ・伊福泰則氏 ・岡田英紀氏 ・管野恵氏
- ・佐野佳見氏 ・清水良枝氏 ・内藤広子氏
- ・西村伸氏 ・平松里香氏 ・森田哲也氏

（アイウエオ順）

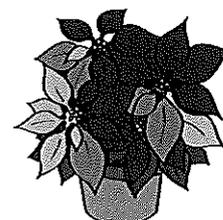
第2部：司法書士 吉川 豊 氏

（公社）成年後見センター・リーガルサポート 愛知支部 支部長

[司会・進行]

認定NPO 法人東三河後見センター 事務局長

工藤 明人



～メモ～

劇団コスモスあいち公演実績

(平成30年11月～平成31年4月まで)

- ・平成30年11月27日(火) 会場 大垣共立銀行名古屋事務所
参加者 24人
- ・平成30年12月12日(水) 会場 名古屋銀行ハートフルプラザ
参加者 21人
- ・平成31年1月30日(水) 会場 北名古屋市役所東図書館
参加者 81人
- ・平成31年4月14日(日) 会場 昭和区高齢者就業支援センター
参加者 79人
- ・平成31年4月21日(日) 会場 天白区特別養護老人ホーム高坂苑
参加者 16人
- ・平成31年4月29日(月) 会場 安城市本證寺
参加者 18人

※備考

平成29年10月30日 劇団コスモスあいち結成
劇団員数 11名

フェイスブック 動画 
<https://www.facebook.com/watch/?v=392725298151663>
「成年後見制度 ゆきえおばあちゃんの巻」

～メモ～



成年後見フォーラム

第2部 成年後見制度の活用のいろは

2019年8月31日 豊川商工会議所
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート
愛知支部 支部長 吉川 豊 (司法書士)

1. 高齢者等を取り巻く社会環境

● 超高齢社会

✓ 高齢化率 28.1%

(内閣府令和元年版高齢社会白書)

● 認知症高齢者の増加

✓ H24年：462万人 (7人に1人)
2025年：700万人 (5人に1人)

(内閣府平成29年版高齢社会白書)

● 単独世帯・夫婦のみ世帯の増加

✓ 全世帯の約半分の世帯に65歳以上の方がおり、65歳以上の方のいる世帯の半数以上が、単独世帯又は夫婦のみ世帯
✓ 65歳以上の一人暮らしの方が増加傾向

(内閣府令和元年版高齢社会白書)

- 超高齢社会を象徴するキーワード
✓ 老々介護、2025年問題、8050問題

- 知的障害者の概数（未成年者も含む。）
✓ 108万2000人

（内閣府平成30年版障害者白書）

- 精神障害者の概数（未成年者も含む。）
✓ 392万4000人

（内閣府平成30年版障害者白書）



認知症の方や障害のあるの方も社会の一員として社会全体で支え合う必要があり、その方々の権利を擁護し福祉を充実させるための仕組みが必要。



成年後見制度

2. 成年後見制度とは……

- 認知症、精神障害、知的障害により判断能力が低下した方を法律面や生活面で支えるための制度です。
- 平成12年4月よりスタートしました。
 - ✓ 介護保険制度も同時にスタート
→ 「措置」から「契約」へ
 - ✓ 成年後見制度と介護保険制度は「車の両輪」の関係

●成年後見制度を支える3つの理念

①ノーマライゼーション

✓高齢者や障害者であっても特別扱いをしないで、今までと同じような生活をさせようとする考え方

②自己決定権の尊重

✓本人の自己決定を尊重し、現有能力（残存能力）を活用しようという考え方

③身上配慮義務

✓本人の状況を把握し配慮する義務

●2つの制度

成年後見制度には、

①法定後見制度：既に判断能力が低下した方を対象とする。

②任意後見制度：将来の判断能力の低下に備え予め後見人と契約をしておく。

の2つの制度があります。

●3つの類型

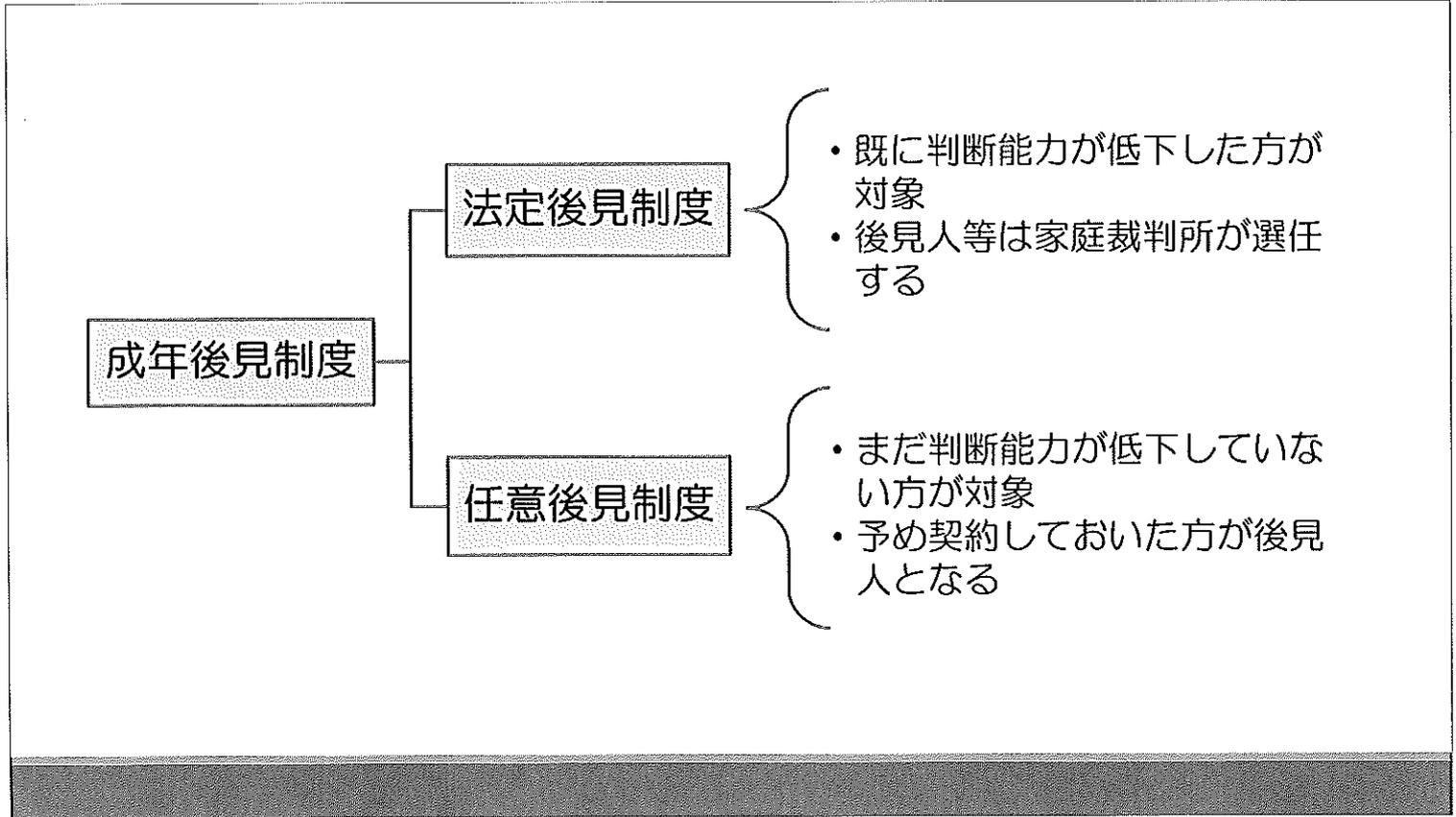
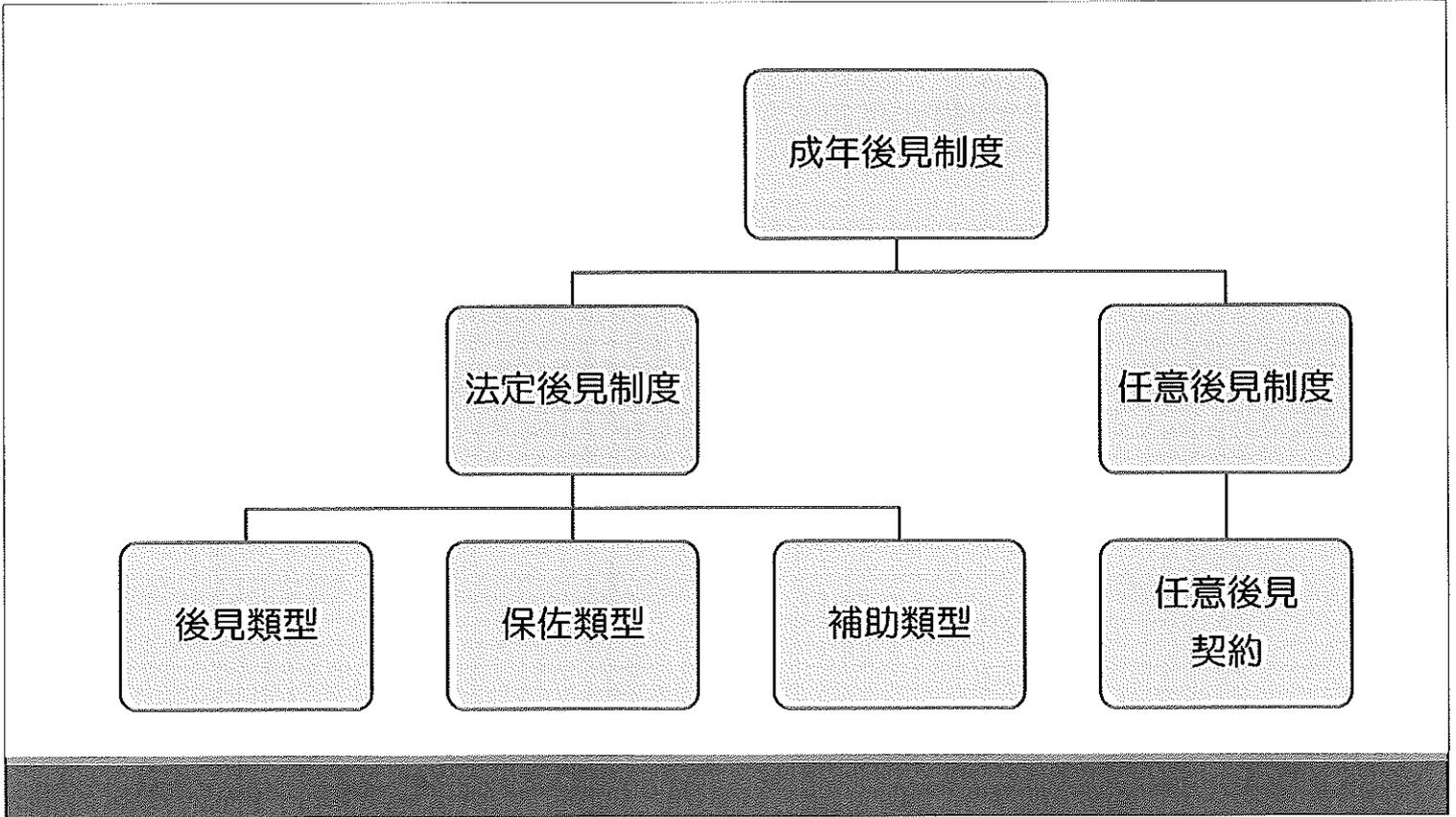
法定後見制度には判断能力の程度に応じて、

①後見類型

②保佐類型

③補助類型

の3つに分けられます。



	後見類型	保佐類型	補助類型	
事理弁識能力	欠く常況にある	著しく不十分	不十分	
本人の状態	しっかりしている時はほとんどない	しっかりしている時もあるけど…	だいたいもしっかりしているけど、時々心配	
判断能力	低い	←		高い
後見人等に与えられた権限	代理権 取消権	同意権・取消権 (※1)	— (※2)	

※1) 保佐人は、本人の同意を得て代理権を付与することができます。

※2) 補助人は、本人の同意を得て代理権や同意見（取消権）の一方、またはその両方を付与することができます。

3. 成年後見制度の利用状況

✓申立件数：36,549件

✓申立の主な動機：

- ①預貯金等の管理・解約、②身上監護、③介護保険契約、
④不動産の処分、⑤相続手続き

✓本人と後見人等との関係：

- 親族（23.2%）：①子、②兄弟姉妹、③その他親族
親族以外（76.8%）：①司法書士、②弁護士、③社会福祉士

✓利用者数：218,142人（H30.12末時点）

（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成30年1月～12月—」）

ズバツとまる分かり！ 成年後見〇×クイズ

Q1

法定後見制度は、
家庭裁判所に申立てをしないと
開始しない？



開始しない

法定後見制度は、一定の申立て権限のある方から申立てをしないと開始しません。

申立て権限のある方は…

①本人、②配偶者、③4親等内の親族等です。



じゃあ、申立てをする権限がない人や、申立てをする権限がある方がいても疎遠で申立てをしてくれないと、法定後見制度は使えないの？

成年後見制度は、本人の権利を擁護し福祉の充実を図るために大切な制度です。

このような場合に備えて、市町村長も申立てができることになっています。



また、将来に備えて事前に準備しておける任意後見制度を活用するのもお勧めです。



●もう一歩先へ！

～成年後見制度利用促進法・成年後見制度利用促進基本計画～

- ✓平成28年4月に、本人の権利を擁護し福祉を充実していくために、より積極的に成年後見制度を活用していくための法律が成立し、平成29年3月に、そのための基本計画が国において策定されました。
- ✓その基本計画の中で、地域全体で成年後見制度に関する理解を深め、また地域における見守りを強めることにより、
 - ①地域で権利擁護を必要としている方を発見し、
 - ②適切な相談機関に繋ぎ、
 - ③成年後見制度が本人の権利擁護に必要であれば、適時的確に成年後見制度の申立てをしていく。環境や体制を整えていくこととなりました。

Q2

法定後見制度を申立てた方は、
後見人等になる人を決めることが
できる？



決められない

後見人等を決めるのは家庭裁判所です。

申立書には、後見人等の希望を記載する欄はありますが、家庭裁判所は必ずしもその方を選ぶ必要はなく、事案に応じて適任者を選任します。



「事案に応じて」って、どういこと？

①不動産を売却しなければいけない、②相続手続きを行う必要がある、③親族間で争いがあるなど、法的な課題を解決しなければいけない事案は、弁護士や司法書士などの法律職が選任される傾向にあります。



①頻回な訪問が必要、②専門的な介護プランを立てなければいけないなど、福祉的な課題を解決しなければいけない事案は、社会福祉士などの福祉の専門職が選任される傾向にあります。





じゃあ、子どもや配偶者は後見人等になれないの？

そんなことはありません。

法的な課題や福祉的な課題が少ないなど、ご家族が後見人等になった方が
良い事案では、ご家族が後見人等に選任されます。



また、当初は法的な課題や福祉的な課題があっても、それが解決すればご
家族が後見人になった方が良い事案もあります。

このような場合、専門職からご家族へ後見人が交代（リレー）することも
考えられます。



自分の信頼する方に後見人等になってもらいたい場合、予め後見人と契約
をしておく任意後見制度を活用するのも、一つの方法です。



●もう一步先へ！

～後見人等の担い手の育成～

- ✓後見人等になるために必要となる資格はありません。
- ✓ご家族が高齢・多忙・疎遠などの理由で後見人等になれない場合もあります
し、専門職も人数の限界や地域偏在性の問題、今後の後見ニーズ高まりなど
の理由からマンパワーが不足する状況も想定されます。



- ✓今後は、地域において「市民後見人」や後見人等となってくれる法人等の育
成・存在が必要不可欠となってくるでしょう。

Q3

後見制度は、
申立てを必要とした課題が解決
すれば終了する？

×

終了しない

後見制度は、本人の権利を擁護し福祉の充実を図るための「本人のための制度」です。

基本的には、本人がお亡くなりになるまで継続し、本人がお亡くなりになった時に終了します。

後見人等とは長い付き合いとなりますので、ご家族や本人を支援する方々との信頼関係の構築が必要です。



「本人のための制度」ってどういうこと？

後見人等に選任された方は、本人の権利を擁護し福祉を充実させることを第一の目的として業務を行うということです。



じゃあ、申立てをした人が有利となるように、コトを進めてくれる訳ではないんだね？

その通りです。
例えば、亡くなった方の遺産分割をする場合、申立人の便宜を図って申立人の取得分を多くするなどの忖度はできません。
常に、「本人ファースト！」です。



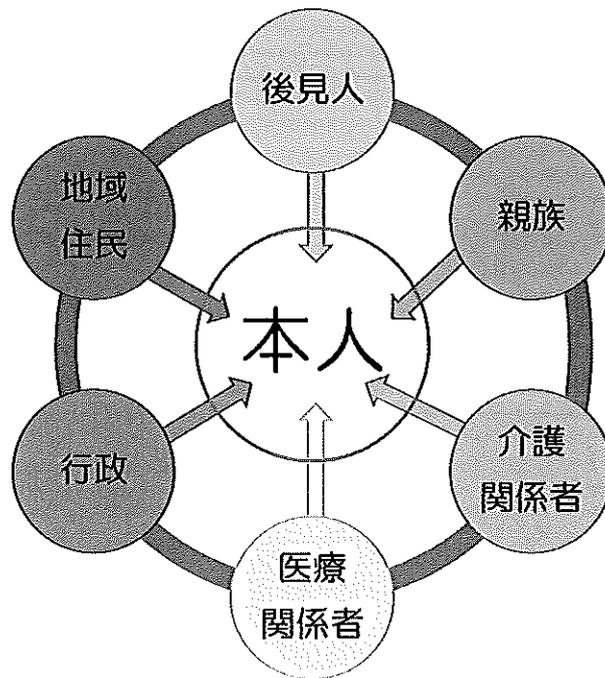
●もう一步先へ！

～後見業務はチームプレー～

- ✓「後見人は何でもできるので全てお任せね。」と考えている方が多いようです。しかし、後見人は本人の財産管理を中心に、本人の権利を擁護し福祉の充実を図るための環境を整えていくことが役割です。
後見人のみで、24時間・365日体制で本人を支援することは不可能です。



- ✓後見人は本人のご家族や介護職（ケアマネージャー・デイサービスや訪問介護事業所）・医療関係者・地域の方々・行政などと連携を図り、信頼関係を構築しながら業務を行っていく必要があります。



Q4

介護・買い物・食事の手伝いは、
後見人の業務ではない。



業務ではない

後見人の業務は、本人の財産管理を中心に本人の権利擁護や福祉の充実を図るための環境を整えることです。

後見人の業務は「法律行為」をすることであり、「事実行為」は後見人の業務ではありません。



「法律行為」や「事実行為」ってどういうこと？



「法律行為」というのは、「契約をすること」と考えてください。
「事実行為」というのは、「作業をすること」と考えてください。



うーん、分からない…



では、具体例でご説明します。
今ここに、成年後見制度を利用しながらご自宅で一人暮らししているお婆さんがいます。
お婆さんは、月に1回市内の病院に通院しなければいけません。



●お婆さんを通院させるための具体的な支援策の検討

お婆さんを通院させるためには、次のことを行う必要があります。

- ①病院まで車で移動する
- ↓
- ②受診に付き添う
- ↓
- ③病院内を車椅子で移動する



そして、お婆さんを通院させるための具体的方法として、次の2つの方法が考えられます。

【A案】

後見人自身が、

- ①車を運転して病院へ連れていく
 - ②受診に付き添う
 - ③病院内を移動するため車椅子を押す
- ✓後見人は全て「作業」しか行っていない。＝「事実行為」

【B案】

後見人は、お婆さんが病院に通院できるよう、

- ①介護タクシー事業者と移動するための契約を結ぶ
 - ②ヘルパー事業所と受診の付き添いや車椅子を押してもらうためのヘルパーを派遣してもらえるような契約を結ぶ
- ✓後見人は「契約」しか行っていない。＝「法律行為」

⇒ 後見人が「業務」として行わなければならないのは、B案の方。

Q5

後見制度は、
財産が少ないと利用できない？

×

利用できます

後見制度は、本人の権利擁護や福祉の充実を図るための制度であり、本人の財産の多寡に関わらず利用することができます。

債務整理・生活保護申請・滞納税金への対応など、認知機能が低下して本人自身で対応できない場合でも、成年後見制度を利用することによって対応することができます。



成年後見制度って、財産のある方が利用するものだと思ってた…。

確かに、後見人の業務の一つとして本人の「財産を管理すること」がありますので、ある程度財産がある方が対象なのかな、と思われがちですね。



じゃあ、なんで財産が少ない方やない方が成年後見制度を利用するの？
どこに、成年後見制度を利用するメリットがあるの？

財産が少ない方やない方も、成年後見制度を利用するメリットはたくさんあります。

債務整理：

→借金の返済から解放され、借金の返済に充てていた年金を生活費や介護費用に回すことができます。

また、過払い金があればそれを取り戻して生活費として利用することもできますし、滞納している税金や社会保障費の返済に充てることができます。

生活保護：

→生活保護の申請手続きができ、生活をして行くために必要な保護費を受給できたり、医療費が無料となるなど生活保護を受給することにより得られるメリットを享受することができます。

→憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」の実現。



家計管理：

→後見人が収入や支出を把握して管理することにより、収入の範囲内で生活ができるよう生活設計を行うことができます。また、生活設計をする中で、必要な介護サービスの検討、滞納家賃や税金の支払い方法なども検討を行います。



へえ～。

じゃあ、滞納税金の支払いについても検討してもらえるとっては、本人だけでなく行政にもメリットがあるってこと？

その通りです。

税金を滞納する要因として、本人に借金があったり家計管理ができていないということがあります。

後見人はそのあたりの対応や見直しも行いますので、後見制度は行政の滞納税金の解消にも役立たせることができます。



●もう一步先へ！

～後見制度利用支援事業の充実～

- ✓後見人の報酬は家庭裁判所が金額を決定し、本人の財産から支払われることになります。しかし、本人の財産が少ない場合、本人の財産から支払ってもらうことが難しいこともあります。
- ✓後見人の報酬を助成する制度として、「後見制度利用支援事業」がありますが、各市町によって基準や運用がマチマチです。



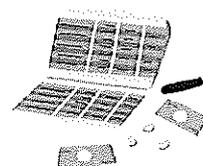
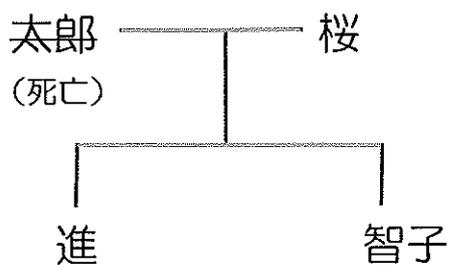
- ✓財産の多寡を問わず、権利擁護や福祉の充実を図るために成年後見制度を必要としている方が成年後見制度を利用できる環境を整えるためにも、後見制度利用支援事業の充実は必要な施策の一つであり、そのことは国の基本計画にも示されています。

どうでしたか？

クイズをとおして、
後見制度を理解し身近に感じて頂けたなら幸いです。

4. 成年後見制度活用例1 ～後見類型～

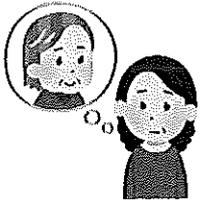
- ・ 認知症の妻・桜さんを自宅で介護しながら生活していた夫・太郎さんは、今年の2月に肺炎をこじらせ亡くなってしまいました。
- ・ 太郎さんと桜さんの間には、長男・進さんと長女・智子さんがいますが、家族会議をした結果、桜さんが自宅で一人暮らししていくことは困難との結論となり、特別養護老人ホームに入所して生活してもらうこととなりました。



株券

4. 成年後見制度活用例2 ～補助類型編～

- ・夫に先立たれたハナさん（80歳）。
- ・軽度の認知症は疑われるものの、まだだま元気に自宅で一人暮らしは可能。
- ・東京で生活するハナさんの一人娘の心配事は…



- ①最近テレビで、高齢者を狙った訪問販売や悪質商法の被害のことをやっていたわ。母も被害に遭わなければ良いのだけど…。
- ②最近、物をなくすことが多くなったような…。通帳や印鑑など、大切なものをなくさなければ良いけど…。

●補助類型の特徴

- ①比較的認知機能の低下が軽度の場合でも利用可能。
 - ✓事理弁識能力：不十分
 - ✓本人の状態：だいたいはっきりしているけど時々心配
- ②同意権・取消権、代理権の設定に柔軟さがある。
例えば、
 - ✓訪問販売による契約を締結するには、補助人の同意が必要。
 - ✓銀行等の金融機関とのすべての取引に関する事務について、補助人に代理権を付与する。
- ③補助人にも、本人の類型変更に関する申立権限がある。
 - ✓本人の状態に適した法定後見類型を選択できる。

5. 任意後見制度の特徴（1）

- ✓任意後見制度は、将来の判断能力の低下に備えて元気なうちから備えておくことができる。
→必要だから任意後見制度を利用する（前向き）。



- ✓法定後見制度は、既に判断能力が低下した方を対象としている。
→利用しなければならない状況だから、止む無く利用する（後ろ向き）。
例) ①相続手続きをしなければならない。
②不動産を売却しなければならない。
③定期預金を解約しなければならないと生活費を捻出できない。

5. 任意後見制度の特徴（2）

- ✓任意後見制度は、信頼できる方に後見人になってもらえる。
→将来後見人になってもらえる方と予め契約を結ぶことができる。



- ✓法定後見制度は、後見人等を選ぶことができない。
→家庭裁判所が後見人等を決める。
本人のことを全く知らない他人（専門職）が選ばれることもある。

5. 任意後見制度の特徴（3）

- ✓任意後見制度は、後見人となる方が決まっている。
 - 本人の将来に対する想いや生き方を、後見人となる方と一緒に考えて考えることができる。
 - 将来に対する「想い」を形にすることができる。



- ✓法定後見制度は、後見人等を選ぶことができない。
 - 本人の将来に対する「想い」は親族等から聞き出すしかなく、形にしにくい。
 - 親族等と疎遠の場合は、本人の「想い」の実現に更に困難が伴う。

6. 任意後見制度活用例

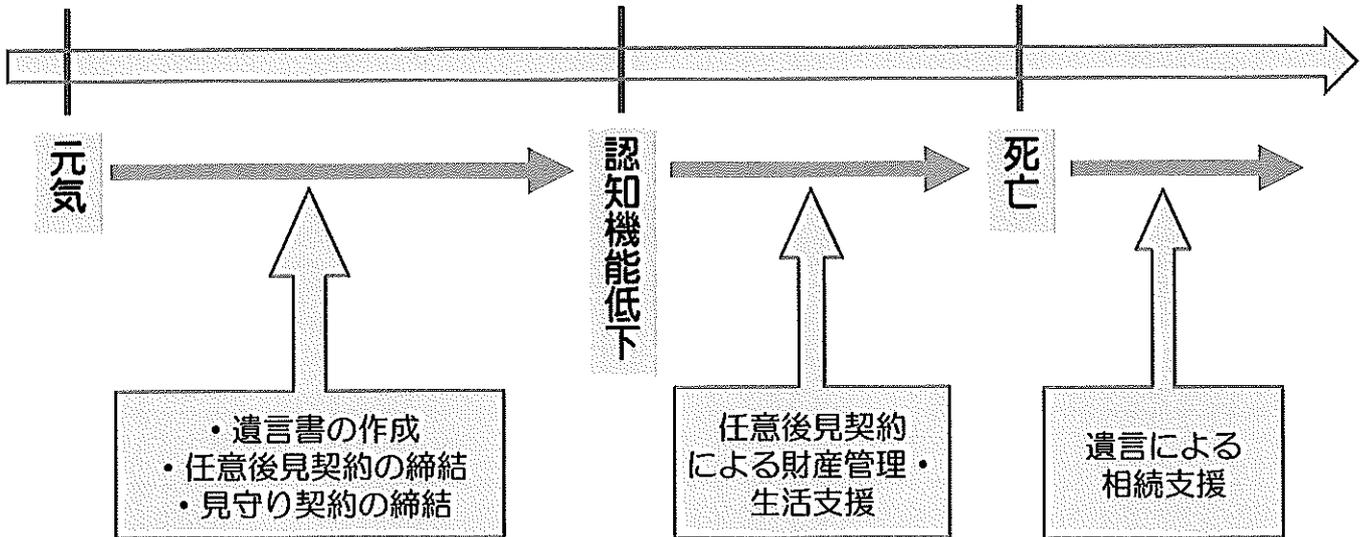
- お子さんのいないご夫婦。
- ご夫婦は、数年前に自分に万が一のことがあった場合、「財産を配偶者に相続させる。」という遺言書は作成済み。
- ご夫婦の素朴な疑問は???



①私たち夫婦にもお互いに兄弟がおり、その兄弟とも仲良しだけど似たような年齢だし、甥っ子・姪っ子にもあまり迷惑を掛けたくはないな…。

②私たちが認知症になった場合、誰が財産管理などを行ったり、必要な介護契約をサービス事業者と結んでくれるのかしら…。

✓遺言書は、亡くなった人の財産を誰に引き継ぐか決めるもので、かつ遺言書を書いた方が亡くならないと効力は生じない。



7. 最後に

避けては通れない2つのこと。

✓年をとる。

→年をとれば、身体的機能や認知機能が低下します。

✓お亡くなりになる。

→早いか遅いかは別として、人は必ずお亡くなりになります。



でも、それに備えることはできます。

じゃあ、どうすれば…

✓早めに動き出す。

→年をとればとるほど、「ワシは死んでいくだけで…」といった当事者意識が欠如したり、何かすることに対する意欲が衰えてきます。
また、他者との信頼関係を構築するのが難しくなります。

✓様々な方を頼る。

→親族だけでなく、ケアマネ・ヘルパー等の福祉職、医師・看護師等の医療職、司法書士・弁護士等の法律職、民生委員・行政など、支援の輪を広げましょう。

→「誰にも迷惑を掛けたくない。」が1番迷惑を掛けます。
「頼る」ことと、「迷惑を掛ける」ことは違います。

本日のお話で、
“成年後見制度に興味を持ち”
“豊かな終末期を考える”
キッカケとなったなら幸いです。

ご清聴
ありがとうございますm(_ _)m

資料

①成年後見フォーラム打ち合わせ会 配布資料

※本冊子用に円グラフの表示を修正（工藤）

2019年7月22日開催 詳しくは

（至：特別養護老人ホームみその 研修室）



②正会員・賛助会員・寄付者大募集！！

権利擁護支援（成年後見制度）の普及・啓発と

多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業企画

第2弾 成年後見学習会の開催

第1回 10月3日（木）

第2回 12月2日（月）

時間：午後1時30分受付開始～学習会～午後4時終了

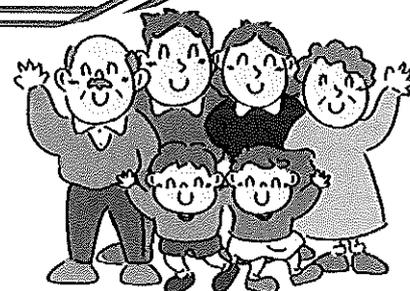
場所：豊川商工会議所 第1、2会議室 40名程度

対象：権利擁護支援従事者及び関心のある方（無料）

テーマ：後見人等の実際の活動等について、事例報告

成年後見制度の利用についてグループワーク

など・など



2. 認定 NPO 法人東三河後見センターの状況

★法定成年後見制度利用者 (令和元年7月10日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成31年3月31日現在	57	21	13	1(保佐)	92
受任者数(平成31年4月～)	5	0	0	0	5
終了(平成31年4月～)	3	0	0	0	3
令和元年7月10日現在受任	59	21	13	1	94

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	1名	任意後見人	0名
----------	----	-------	----

★市町別受任一覧(被後見人等の実際の住所地で示してあります。)(令和元年6月24日現在)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	21名	6名	3名	6名	0名	0名	0名	36名
知的障がい者	19名	4名	8名	2名	1名	13名	2(岡崎市)	49名
精神障がい者	3名	0名	2名	0名	0名	1名	1(名古屋市)	7名
合計	43名	10名	13名	8名	1名	14名	3名	92名

★市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	15名	2名	1名	18名
知的障がい者	20名	8名	4名	32名
精神障がい者	0名	1名	0名	1名
合計	35名	11名	5名	51名

市民後見人27名の方が上記表の51名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿搭載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

参考 昨年との比較

(平成30年6月25日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成30年3月31日現在	51	17	13	1(保佐)	82
受任者数(平成30年4月～)	3	2	1	0	6
終了(平成30年4月～)	1	1	0	0	2
平成30年6月25日現在受任	53	18	13	1	85

同時期の内容については、会報48号をご確認ください。

31年度

会員入会・寄付のお願い

認定 NPO 法人東三河後見センターが実践している「法人後見」は、一度始めると成年被後見人等の判断能力が回復するか、お亡くなりになるまで止めることはできません。当法人のように毎年 10 人以上の成年被後見人等を受任しようとする、法人経営を半永久的に継続させる責任が生じます。

経営基盤の弱い NPO 法人にとってこれが一番の悩みです。当法人の収入源は、法人後見受任などの事業収入のほか、会費・寄付等ですが、現在、収入の大半は事業収入です。長期的な経営基盤強化のためには、平成 27 年 2 月 13 日から平成 32 年 2 月 12 日までの期間で認定されている認定 NPO 法人であることを維持していく必要があります。(2 回認定を受けています。) そのため超えなければならないハードルが認定基準のパブリック・サポート・テスト (PST) です。この基準では「実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数が、年平均 100 人以上であること」が必要となります。

成年被後見制度の利用が促進されていくなかで今後ますます後見人等の需要が高まること予想されています。地域で見守り支えあう仕組みの一つとして、市民被後見人の普及・拡大をすでに実践をしている当法人のような NPO 法人を皆様に支えていただくことは、支え合いの地域社会を市民の手で作っていくことにつながると信じています。

皆様のご理解とご協力を心からお願いする次第です。

会員入会及び寄付を希望される方へ

会費 (正会員、賛助会員) 及び寄付金の納入は、次の点に注意して払い込みをしてくださるようお願いいたします。(払込取扱票についてのご希望の方は事務所までご連絡下さい。)

1. 正会員費は会費 5,000 円を、賛助会員費、寄付金は 3,000 円以上をお願いします。

(※賛助会員の年会費は 3,000 円です。)

法人正会員費は 1 口 20,000 円以上、法人賛助会員費は 1 口 10,000 円以上をお願いします。

(※法人正会員及び法人賛助会員の入会金は不要です。)

2. 通信欄には該当するものを○で囲んでください。

新たに、正会員になられる方は、正会員会費と入会金を○で囲み、10,000 円 (入会金 5,000 円と会費 5,000 円) をご入金ください。

3. ご依頼人の欄には、郵便番号、住所、お名前、連絡先電話番号を明記してください。

4. 新たに、正会員費、賛助会費または寄付を払い込みしていただいた方については、氏名を会報に掲載させていただきます。もし氏名掲載を拒否する場合は、通信欄に「匿名希望」とご記入ください。

※認定 NPO 法人への寄付者の方には税制上の優遇措置があります。詳しくは次ページをご覧ください!!

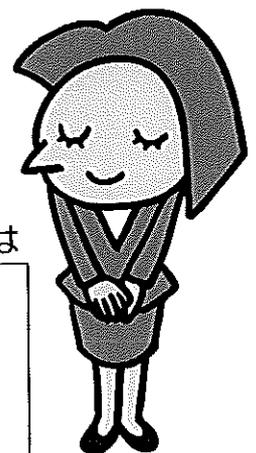
令和元年 8 月 24 日 成年被後見フォーラム

認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

TEL:0533 - 80 - 2707 FAX:0533 - 80 - 2708



寄付に伴う税制優遇措置について

平成 24 年 4 月 1 日の改正 NPO 法の施行により、寄付に伴う税制優遇が大幅に拡充されました。個人が認定・特例認定 NPO 法人(以下、認定 NPO 法人等)に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をした場合には、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄付した場合、個人住民税(地方税)の計算において、寄付金税額控除が適用されます。

1. 個人が認定 NPO 法人等に寄付をすると、所得税(国税)の計算において、寄付金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

1. 所得控除

その年中に支出した寄付金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

【算式】

寄付金の額の合計額 - 2 千円 = 寄付金控除(所得控除)額

(注)寄付金の額の合計額は、総所得金額の 40% 相当額が限度です。

2. 税額控除

その年中に支出した寄付金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40% 相当額をその年分の所得税額から控除できます。

【算式】

(寄付金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = 税額控除額

(注1)寄付金の額の合計額は、総所得金額の 40% 相当額が限度です。

(注2)税額控除額は所得税額の 25% 相当額が限度です。

2. 認定 NPO 法人等に対する寄付金のうち条例で指定されている寄付金や、NPO 法人のうち住民の福祉の増進に寄与する寄付金として条例で個別に指定されている寄付金は、個人住民税の控除を受けることができます。

【算式】

(寄付金の額の合計額 - 2 千円) × 10% = 税額控除額

(注1)寄付金の額の合計額は、総所得金額の 30% 相当額が限度です。

(注2)条例で指定する寄付金の場合は、次の率により算出します。

- 都道府県が指定した寄付金は 4%
- 市区町村が指定した寄付金は 6%

← 当法人は、両方とも該当しております。

(都道府県と市区町村双方が指定した寄付金の場合は 10%)

内閣府 NPO ホームページより

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu/houjin-kifu>





※事務所においでの方は隣の立体駐車場をご利用ください。



認定NPO法人 東三河後見センター

〒442-0033 豊川市豊川町辺通4-4/

豊川商工会議所3階

Tel. [0533] 80-2707

Fax. [0533] 80-2708

【営業日】月曜日～金曜日

【営業時間】

午前9時～午後5時30分

【休業日】土、日曜日、祝日、年末年始

※お急ぎの場合は、営業時間外、休業日にも業務を行います。

